

自転車・電動自転車・シニアカーをご利用の皆さんへ

交通ルールを守り、事故防止に努めましょう

●問い合わせ／自治振興係



自転車・電動自転車

走行時の危険行為となる信号無視・2人乗り・ながら運転(携帯電話使用)・歩行者の通行妨害・飲酒運転などは絶対にしないようにしましょう。

また、自転車の人身事故などで加害者となった場合、損害賠償金が高額に請求されるケースもありますので、自分や相手を守るためにも自転車保険に加入しましょう。

なお、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されており、さらに、令和6年11月1日からは、道路交通法の改正により、自転車運転中のながら運転(携帯電話などを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為や画面を注視する行為)が新たに禁止され、罰則の対象となりました。ルールを守って、安全運転を心がけましょう。

自転車に乗るときの基本ルール

【自転車安全利用五則】

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

電動自転車に乗るときの注意点

- 電動アシスト機能のスイッチを入れた状態では、ペダルを踏むとアシスト機能が働き、発進時や停止中に急発進する可能性がありますので注意しましょう
- 動き出してから短距離で加速し、スピードが出やすいため、ペダルの踏み込み加減を調整して急加速を防ぐとともに、走行中のスピードの出し過ぎにも注意しましょう
- 停止中は、誤発進の防止のため、ペダルに足は置かず、必ずブレーキを掛けておきましょう

自転車事故による

損害賠償金が高額になったケース



●歩行者との事故

… 平成15年 賠償額約6,800万円
夕方、ペットボトルを片手に、スピードを落とさないまま坂を下って交差点に進入し、横断歩道を横断中の歩行者と衝突して死亡させた。

●自転車との事故

… 平成20年 賠償額約9,300万円
昼間、高校生が自転車横断帯のかなり手前から車道を斜め横断し、対向車線を直進してきた自転車と衝突して、相手の自転車利用者に重大な後遺障害を負わせた。

シニアカー

道路交通法では、歩行者として扱われますので、運転時は、自動車はもちろんのこと、周りの歩行者や自転車にも注意を払いましょう。



シニアカーに乗るときの注意点

- 道路を横断する際は、必ず左右の安全を十分確かめてから横断しましょう
- 踏切の通行は、脱輪や線路の溝に挟まる可能性があるため、できるだけ避けて通りましょう
- 道路の側溝や工事箇所、急な坂道といった道路環境が変化しているところは避けるなど、運転時には周囲にも注意を払いましょう